

目 次

第7回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第7回大宜味村議会定例会会議録（9月25日）	3
第7回大宜味村議会定例会会議録（9月26日）	9
第7回大宜味村議会定例会会議録（9月27日）	15
第7回大宜味村議会定例会会議録（9月28日）	19
第7回大宜味村議会定例会会議録（10月1日）	29
第7回大宜味村議会定例会会議録（10月2日）	35

第7回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和59年9月25日

会期8日間

閉会 昭和59年10月2日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
9月25日	火	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第50号～議案第59号、報告第4号提案説明
9月26日	水	本会議	午前10時	議案第50号～議案第54号 質疑、討論、採決 農業委員の推せん
9月27日	木	本会議	午前10時	議案第55号～議案第59号 (検討)
9月28日	金	本会議	午前10時	議案第55号～議案第59号 (検討) 質疑、討論、採決
9月29日	土	休 会		
9月30日	日	休 会		
10月1日	月	本会議	午前10時	陳情第8号 (検討) 質疑、討論、採決 意見案第3号～意見案第4号、決議案第3号 採決
10月2日	火	本会議	午前10時	一般質問 緊急質問 閉 会

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和59年9月25日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和59年9月25日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年9月25日 午後5時00分)

2. 出席議員 (13名)

2番議員 金城 隆好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功光 君	10番議員 崎 山 喜弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正行 君
5番議員 宮 城 長雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊政 君	13番議員 松 島 重克 君
7番議員 宮 里 盛順 君	14番議員 玉 城 一昌 君
8番議員 平 良 蔵健 君	

3. 欠席議員 (1名)

1番議員 平 良 森雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
教育長	平良作義君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	高江洲修君
厚生課長	照屋林克君	農業委員会 事務局長	金城利明君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第50号 大宜味小学校校舎新築工事請負契約について

日程第4 議案第51号 津波小学校校舎建築工事請負契約について

日程第5 議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 議案第53号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第54号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第55号 昭和59年度大宜味村一般会計補正予算

日程第9 議案第56号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第10 議案第57号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第11 議案第58号 大宜味村職員の定年等に関する条例

日程第12 議案第59号 大宜味村課設置条例

日程第13 報告第4号 昭和58年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和59年大宜味村議会第7回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により、3番宮城功光君、4番知念亀次郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時23分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から10月2日までの8日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 議案第50号から日程第13 報告第4号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

3番退場。(午前10時24分)

○ 村長（新城繁正君） それでは提案いたしております議案のご説明をいたしたいと思えます。

議案第50号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしておるわけでございます。

(朗読して説明に代える。)

議案第51号、本案についても前号議案と同様議会の議決を要しますので提案いたしているわけです。

(朗読して説明に代える。)

3番入場。(午前10時26分)

議案第52号、現委員の大城守氏が任期満了になりますので、宇饒波55番地、大正元年12月

25日生れ、新城完亮氏を選任いたしたいと思ひまして提案しているわけです。

議案第53号、退職者医療制度の創設に伴い国民健康保険法の一部改正がありましたので、本村の条例も同様に改正する必要がありますので提案いたしているわけです。

内容につきましては担当課長から詳しく説明をいたさせます。

議案第54号、地方税法等の一部改正に伴い、本村の条例も同様に改正する必要がありますので提案いたしているわけです。

内容につきましては担当課長から詳しく説明いたさせます。

議案第55号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89,682千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,926,860千円とする。

内容につきましては各担当課長から説明いたさせます。

(朗読して説明に代える。)

議案第56号、歳入歳出補正予算の総額は歳入歳出それぞれ244千円を追加し、総額147,579千円と定める。

内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

(朗読して説明に代える。)

議案第57号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,296千円とする。内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

(朗読して説明に代える。)

議案第58号、地方公務員法の一部を改正する法律が昭和56年11月20日付けで法律第92号をもって公布され、昭和60年3月31日から地方公務員にも定年制が実施されることになっている。その定年制度に対応するため提案いたしているわけです。内容につきましては担当課長から詳しく説明いたさせます。

議案第59号、行政需要の増大で現在の機構では十分対応できない部分もあるので、機構を改善して住民のサービス及び要望に応え、公務の効率的運営を図りたいということで提案しているわけです。内容につきましては詳しく説明をいたさせます。

報告第4号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、昭和58年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり報告いたします。なお、資料は別添のとおりであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時52分）

再 開 (午後4時59分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後5時00分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和59年9月26日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年9月26日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年9月26日 午後3時45分)

2. 出席議員 (12名)

2番議員 金城 隆好 君	9番議員 平 良 実 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	11番議員 山 川 正 行 君
6番議員 平 良 俊 政 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 松 島 重 克 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (2名)

1番議員 平 良 森 雄 君	3番議員 宮 城 功 光 君
----------------	----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	税務課長	稲福 吉昭 君
教育長	平良 作義 君	教育委員会 総務課長	高江洲 修 君
厚生課長	照屋 林克 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第2号）

日程第1	議案第50号	大宜味小学校校舎新築工事請負契約について
日程第2	議案第51号	津波小学校校舎建築工事請負契約について
日程第3	議案第52号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第4	議案第53号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第54号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第55号	昭和59年度大宜味村一般会計補正予算
日程第7	議案第56号	昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
日程第8	議案第57号	昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
日程第9	議案第58号	大宜味村職員の定年等に関する条例
日程第10	議案第59号	大宜味村課設置条例
日程第11		農業委員会委員の推せんについて

7. 会議に付した事件

議事日程と同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第50号から日程第10 議案第59号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時57分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第50号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第51号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第52号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第53号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第54号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時59分）

再 開（午前11時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第50号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 大宜味小学校校舎新築工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第51号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 津波小学校校舎建築工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第52号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 固定資産税評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第53号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時06分)

再 開 (午後3時44分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

農業委員会委員の推せんについてを日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、農業委員会委員の推せんについては日程に追加することに決しました。

日程第11 農業委員会委員の推せんについてを議題といたします。

おはかりいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推せんの農業委員は2人とし、宇塩屋647番地山城覚助君、宇津波637番地上間浩君を推せんいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会推せんの農業委員会委員は2人とし山城覚助君、上間浩君を推せんすることに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後3時45分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和59年9月27日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年9月27日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年9月27日 午後4時47分)

2. 出席議員 (13名)

2番議員 金城 隆好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功光 君	10番議員 崎 山 喜弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正行 君
5番議員 宮 城 長雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊政 君	13番議員 松 島 重克 君
7番議員 宮 里 盛順 君	14番議員 玉 城 一昌 君
8番議員 平 良 蔵健 君	

3. 欠席議員 (1名)

1番議員 平 良 森雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

日程第1 議案第55号 昭和59年度大宜味村一般会計補正予算

日程第2 議案第56号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第3 議案第57号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第4 議案第58号 大宜味村職員の定年等に関する条例

日程第5 議案第59号 大宜味村課設置条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第55号から日程第5 議案第59号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時46分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時47分）

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和59年9月28日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年9月28日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年9月28日 午後4時19分)

2. 出席議員 (12名)

2番議員 金城 隆好 君	9番議員 平 良 実 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	11番議員 山 川 正 行 君
6番議員 平 良 俊 政 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 松 島 重 克 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (2名)

1番議員 平 良 森 雄 君	3番議員 宮 城 功 光 君
----------------	----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	税務課長	稲福吉昭君
助役	仲村順三君	経済課長	平良晋君
教育長	平良作義君	教育委員会 総務課長	高江洲修君
総務課長	崎山勝正君	農業委員会 事務局長	金城利明君
厚生課長	照屋林克君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲福幸三君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第4号）

日程第1 議案第55号 昭和59年度大宜味村一般会計補正予算
日程第2 議案第56号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
日程第3 議案第57号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
日程第4 議案第58号 大宜味村職員の定年等に関する条例
日程第5 議案第59号 大宜味村課設置条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第55号から日程第5 議案第59号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時30分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第55号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第56号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第57号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 11番（山川正行君） 一般財源からの繰り入れがありますが、この水道事業は独立採算が原則だと思いますが、今後の見通しについてお伺いします。

- 厚生課長（照屋林克君） 計画している全家庭が村営水道に加入してもらえれば、その方向で管理はやっていけるのではないかと考えています。

- 11番（山川正行君） この料金についてもいろいろ問題もあろうかと思うんですが、徴収状況として予定の期日までに納めていますか。

- 厚生課長（照屋林克君） 検針の委託をさせていまして今のところ納期限内に納められている状況ですが、1件は異常な使用がありまして、これは話を聞いてみますと、那覇から子供が来まして出しっぱなしにして多く使われた関係で何万円という額になりましてその1件は未納となっております。

- 11番（山川正行君） 村全般に水道が普及した場合に見通しがあるのか疑問に思うわけですが、この点も含めて見通しがあるということですか。

- 厚生課長（照屋林克君） 津波と塩屋校区が現在1人で管理していますが、村全般とな

ると1人では管理は出来ないのではないかと懸念しているわけです。

○ 11番（山川正行君） この料金で運営は賄っていくのが原則だと思います。職員が1人になるのか2人になるのかは分かりませんが、この料金で賄えるのかどうか。

○ 厚生課長（照屋林克君） 村全般に水道が普及して1人で管理が十分なされるならば現料金でやっていけると思っています。

○ 11番（山川正行君） 1人でならばということですが、1人ででも出来るという見通しはないわけですか。それとも大きくなると1人では出来ないだろうと予想がつくわけですが、2人になった場合にはどうなりますか。

○ 厚生課長（照屋林克君） この管理にあたる職員の配置にも大分左右されるのではないかとこの考えも含めてもっていますけど諸物価の影響を受けるというのがなければある程度はそういう方向で見通しはつくのではないかと思っているわけです。

○ 13番（松島重克君） 4,512千円追加補正されるわけですが、現情から見て更に補正の必要が出はしないかという懸念を持つわけですが、いかがでしょうか。

○ 厚生課長（照屋林克君） 多分、補正しなければいけないのではないかと私も感じています。

○ 13番（松島重克君） その補正しなければならぬ理由のひとつとしてやはり使用料金が上げられるのではないかと思うんです。かなり当初の見込みと現情では異っておるのではなかろうかと見ているわけです。その理由につきましては6月議会におきましてお伺いしたわけですが、早急に是正したいということでありましたがその後何等かの対応がなされたのかどうかお伺いします。

○ 厚生課長（照屋林克君） 6月にご指摘を受けまして建設課の事業を担当した方から事情を聞きまして、事業担当のお話では風呂場が別棟になっておりまして、5所帯ぐらいという説明を受けましたけど、その別棟になっているところの風呂場に旧水道が使われているという報告を受けまして、その後5所帯についての改善についてはまだやっておりません。

○ 13番（松島重克君） 課長、あなたこの料金の徴収状況ご存知でしょう。これをご覧になっておればその程度のお話ではないと思いますよ。私が見ましても大変だなあと、これは打つ手があるのかなあと、やはり、6月議会に心配であるというのが的中しておる。当初考えておられた使用料金の半分ぐらいいくかなあと、殆んどが基本料金でしょう。この状況をご覧になっておりますか。

○ 厚生課長（照屋林克君） 私も殆んどが基本料金であるということは実際に徴収事務を手伝ってみて分かっているつもりです。

津波校区は直接実態調査をしまして田港もやりました。

塩屋についてはまだ実施してないわけです。それで来月に村営水道と旧水道のかかわりをチェックしまして、併用されている所については早目に改善してもらうように努力をしていきたいと思っています。

○ 13番（松島重克君） この資料を見ますと課長がおっしゃるようになまやさしいことでは解決しないと私は思いますよ。極端な例は6,000円ぐらいであったものが10分の1になっておると、2,000円～3,000円であったものが400円になっておると、この水道料金徴収台帳を見れば一目りょう然ですよ。と言うことは時間が経過すればするほど他の人は安いのに自分だけ高いのは納得出来ないということで知恵を出しはじめている方が増えて来ている。この調子でいくと100%そうなりますよ。そういうことが予測されたものですからこの問題について以前からやがましく申し上げたつもりなんです。これは使う人が悪いということではありませんよ。使う人も使うだけの理由はあるわけです。使う人はそういう説明を受けたんだと言うはずですよ。課長が今までそういう人達に指導なされたならそういう言葉が返って来ませんでしたか。

○ 厚生課長（照屋林克君） 私が直接家庭に入ってパイプの調査などをして対話をする中では、別に私に対してはそういうことは聞きませんでした。

○ 13番（松島重克君） 先ほどおっしゃっていたんではないですか。別棟だからと。結局それがそうなんです。村当局の方針は屋敷内には入れないと、別棟であっても屋敷内であれば入れないと、入っていないんだから使おうと思っても使えないでしょう。あなた方がそういう人達を確実に指導されておったならばそういう答えがあちらこちらから出て来るはずです。何故かと、屋敷の中で雑用水としてならいいのではないかという言葉で自分達は聞いていないと、こういう言葉を聞いてないということは指導されたかどうか私は疑わしいんですが、どうですか。

○ 厚生課長（照屋林克君） 別棟の話は事業担当した仲村君から聞いていまして、この4～5件については私のところから直接管理についてまだ指導はやっておりませんので、10月に入ってすぐその家庭の状況を調査しまして、もし併用しているとするならば旧水道は撤去して村営水道につき替えてもらうように強く指導したいと思っています。

○ 13番（松島重克君） 今の話は旧水道をやめさせる話でなく併用している所の話なんです。6月議会でいろいろ申し上げたわけですが、効果が上がっておらないわけです。

それは先ほど申し上げましたように村の職員がそういう指導をしたことにもよると言えるのではないかと思います。だからあなたが、村営のものから使いなさいと、屋敷内に旧水道を入れたらいかんと言って指導されたなら必ずそういう言葉が返ってくるということなんです。私達はそう聞いているのにと、指導時には必ずそういう反発が出てくるということな

んですよ。そういうことを聞いておられないということは、どうもそういう指導がされてない気がする。

それと村営水道と旧水道を併用している見分け方難いんですね。これはかなり研究しないと出来ないはずですね。これは工事を担当した人達と同行しなければ何処からつながっているのか分からんはずですよ。旧水道のものは図面もないという部落があるわけですからね。だからその面の指導も難かしいし又、そういう説明を聞いたと言って抵抗を示す場合も殆んど多いと思うんですね。だから難かしいと言っているのはそこなんですよ。しかし、難かしいからと言ってこのままではどうなりますか。行政の立場として困るでしょう。時間をかけてじっくり指導するお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 水道問題につきましては説明の不十分、どうも統一的な見解を持ってなくて受給者へ説明等の不行届き等がありまして、ご指摘のような問題が起っているということにつきましては指摘を受けているわけでございます。

6月議会終りましてすぐ工事担当課管理担当課含めまして、議会で約束した統一見解につきまして確認いたしまして、当初の方針もそうであったが屋敷内には入れないと、説明する人によって違っていたというのも事実でございまして、その辺に我々が思うようになかなか理解を求めることが出来ませんで申し訳ないと思っているわけでございます。

とにかく基本方針として先程申し上げたように、又、13番議員が申し上げたことにつきましては村として統一的な確認をしておりますので、もし、管理上改善する必要があるということにつきましては話し合いの中で改善していく。新規の場合は最初からそういう基本姿勢というのを明確にして、給水事業がうまく運べるように努力していきたいと思っています。

○ 13番（松島重克君） 何故、再三再四にわたってこの問題についてやがましく申し上げるかと言いますと、この徴収台帳の写を拝見いたしまして段々悪くなるんですよ。今まで2,000円～3,000円であった人が翌月から400円と、普通考えましてこういうことはないでしょう。家族数が減ったとかであれば分かるわけですがね。5月～6月頃から上向いて涼しくなったら下るとというのが通常なんですよ。さあっと下がるんですよ。何を意味しているかということなんですよ。隣り近所は安いのに自分だけは高いのはばからしいという気が起ったんでしょう。併用した証拠なんですよ。この資料は厚生課にあると思いますので時間のある時にご覧になってみて下さい。団地は村の方針に従ってやっているはずですよ。それと村の方針を守ってやっている人達はかなりの料金を払っている。ところが片方では職員からそういう説明があったので併用出来るんだということを理由に併用しておられる方もおられるんです。だからあえて申し上げるわけです。団地あたりはかなり苦情が出ているそうですよ。団地だけでなしに村営のものだけを使っている人達もこれはどうなっているのかと、正直者

はばかを見るんじゃないかと痛切に考えておられるのではないかと思いますよ。これをそのまま放置してはいかんとと思いますよ。正直者がばかを見るような大宜味村の行政であってはいかんとと思います。これは早急に対策を立て改善策をしなければいかんとと思います。出来なければ何時から何時までは併用しなさいと、もう止む得ませんとやらなければいかん事態が出るかも分かりません。どうしても出来なければ。これは使う人達も使うだけの理由を持っているわけだから。ここに指導がし難いわけですね。だからどうしても出来ないとなると、ある一定期間は併用しなさいということを言わないと正直者をばかを見さず行政ということになってしまいます。

これは十分考えなければいけないと思います。そのためには実態を十分掌握されなければいかんとと思います。先程の担当課長の話では実態は十分掌握されてないと私は思います。どこからどう入って使われているか分からないと思うんですよ。たまたまドブを見てみるとその下から入っていると。つい最近見てみると排水溝の中から管が通っていると、刻々と変わっていくんですよ。これからしますと時間が経つと経つ程100%近くそういう形になるのではないのでしょうか。実態調査を十分にやる考えはありますか。

○ **村長（新城繁正君）** 6月議会で指摘された事項についてすぐ区長会で建設課長から再度説明申し上げているわけですが、やっぱり区長を通じてだけでは十分ではございませんので、早急に実態把握に努めて資料を十分整えて再度課長会でも吟味いたしましてやりたいと思います。

○ **13番（松島重克君）** 大宜味校区も工事を進めつつあるわけですから、今塩屋、津波校区を十分整備しておかなければ大宜味校区もそういう事態が出て来ると思いますよ。向こうはそうだったのにと必ず出ますよ。だからこの際決断を持って臨んでもらわなければいかん時期ではないかと思います。そのためには確実な実態調査をやらなければいかんとと思います。それに基づいて決断を下していただきたいと思います。

それとこの徴収台帳から見まして村の財政から補てんもされておりますので感じることは、昨日現在で8月の料金が入っている部落と入っていない部落がある。これは規則あたりで規定されてないわけですか。

○ **厚生課長（照屋林克君）** 料金の納期については定めはございません。その月の料金を翌月の20日までには納めてもらうように徴収委託をしている方に協力を求めて納付をお願いしているわけです。

○ **13番（松島重克君）** これは苦しい一般財源からの繰り入れがなされておるわけですから、こういうことは配慮に入れて徴収あたりはしっかやってもらわなければいかんわけです。もう9月末ですし1か月遅れているわけですから。

もう1点お尋ねしておきたいことがございます。

現在、メーターを検針されて何日か後に集金されておるわけですね。ところがこれと同じようなことが電気の場合もされているわけです。沖縄電力の場合は検針した時にお宅は今度はいくらメーターが回っていますよということが書かれているわけですね。

そして裏を返すとこのメーターはいくらぐらいに該当するとあるわけです。そうすると明確に分かるわけです。これは必要だと思えますね。高額になると急に来られて出せない場面もあるかと思えますね。だからメーターの検針は何時頃料金の徴収は何時頃と、そして払わなければいかん金額はどのぐらいだということを知らせておくことと集金する方もやり易いし、出す方も用意しておけますから助かるわけです。そういう程度の住民サービスは手数がかかりますか。

○ 厚生課長（照屋林克君） 料金の納付が1月も遅れているということにつきましては、今後職員と共に委託を受けている方と協議しまして、納期内に納めてもらうように努力をしていきたいと思っています。

それから検針の件につきましては田港から説明をしてくれということで、その中でも電力会社の場合は料金の通知がなされているが、水道についてもやるべきでないかという声が懇談会の中で出まして、返事は出来ませんが検針してみましようということで、現在はしばらく検討させていただきたいということで、職員の事務と委託者の関係が出て来ますので、そう長い時間はかからないと思いますのでしばらく検討させていただければなあと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第58号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後4時13分）

再 開（午後4時15分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第55号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 昭和59年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号 大宜味村職員の定年等に関する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時17分）

再 開（午後4時18分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により明日29日は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日29日は休会することに決しました。

更におはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時19分）

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和59年10月1日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和59年10月1日 午前10時00分)

散 会 (昭和59年10月1日 午後3時25分)

2. 出席議員 (13名)

2番議員 金城 隆好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功光 君	10番議員 崎 山 喜弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正行 君
5番議員 宮 城 長雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊政 君	13番議員 松 島 重克 君
7番議員 宮 里 盛順 君	14番議員 玉 城 一昌 君
8番議員 平 良 蔵健 君	

3. 欠席議員 (1名)

1番議員 平 良 森雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第5号）

日程第1 陳情第8号 第15回沖縄県母子寡婦福祉大会決議による要請

日程第2 意見案第3号 「政党法」制定に反対する意見書

日程第3 意見案第4号 国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書

日程第4 決議案第3号 シートベルト着用推進に関する決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第8号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時20分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

陳情第8号については質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略することに決しました。

これより陳情第8号 第15回沖縄県母子寡婦福祉大会決議による要請について採決いたします。

本陳情は要請事項の7の部分を除いた部分について採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、要請事項の7の部分を除いた部分について採択することに決しました。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により意見案第3号 「政党法」制定に反対する意見書、意見案第4号 国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書及び決議案第3号 シートベルト着用推進に関する決議が提出されています。

この際、この3件を日程に追加いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第3号、意見案第4号及び決議案第3号は日程に追加することに決しました。

日程第2 意見案第3号を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は全員発議でありますので質疑討論を省略し直ちに採決いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略することに決しました。

これより意見案第3号 「政党法」制定に反対する意見書について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 意見案第4号を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は全員発議でありますので質疑討論を省略し直ちに採決いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略することに決しました。

これより意見案第4号 国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書
について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 決議案第3号を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は全員発議でありますので質疑討論を省略し直ちに採決いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略することに決しました。

これより決議案第3号 シートベルト着用推進に関する決議について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後3時25分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和59年10月2日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和59年10月2日 午前10時00分)

閉 会 (昭和59年10月2日 午後5時00分)

2. 出席議員 (11名)

2番議員 金城隆好君	8番議員 平良蔵健君
3番議員 宮城功光君	10番議員 崎山喜弘君
4番議員 知念亀次郎君	11番議員 山川正行君
5番議員 宮城長雄君	12番議員 前田貞四郎君
6番議員 平良俊政君	13番議員 松島重克君
7番議員 宮里盛順君	

3. 欠席議員 (2名)

1番議員 平良森雄君	14番議員 玉城一昌君
9番議員 平良実君	

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	厚生課長	照屋林克君
助役	仲村順三君	税務課長	稲福吉昭君
収入役	金城清君	経済課長	平良晋君
総務課長	崎山勝正君	建設課長	古我知清君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第6号）

日程第1 一般質問

日程第2 議案第59号 大宜味村課設置条例

日程第3 緊急質問

7. 会議に付した事件

日程第1 一般質問及び日程第3 緊急質問

○ 副議長（松島重克君） 議長が公務出張のため、地方自治法第106条に基づきまして副議長がその職務を務めます。

只今の出席議員は11名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時02分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

これより日程第1 一般質問を行ないます。

通告順により発言を許します。

○ 5番（宮城長雄君） 大保の排水溝は排水口が埋り生活排水が溜り大雨の度にはん濫し、低地の人家に流れ非衛生的で早急に対策が必要であると思うが、村長の考えをお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） ご指摘の排水溝と言いましてもどちらの排水溝かはっきりしませんので具体的にお答え出来ませんがとにかくその集落はそういう状況であるという現状認識に立ちまして、衛生的な面や災害から守るということからモデル事業を導入いたしまして排水溝等の整備をやっていくというのが村の基本的な考え方でございます。

○ 5番（宮城長雄君） 大保橋から入ってすぐに排水溝がありますが、ここは導水管が埋り排水溝の真ん中になって大雨の時ははん濫しています。それから元の県道からヒューム管が埋られています、これは部落としても難かしいわけですが、その点いかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 去った台風の被害調査の時に区長も立会いしてもらってそこを見たわけですが、確かにこれは企業局の施設だということでもございましたが、翌日に久志の浄水場の方を呼びまして現場を確認して早急に善処するようにと申し上げているわけです。又、ヒューム管が埋っている所は真喜志康専さんの所と思いますが、村としては60年度以降モデル事業で排水溝の整備を計画しておりますので、事業にのせられるものであればそれを導入してやっていきたいと話合っているところでございます。

○ 12番（前田貞四郎君） 村道謝名城から喜如嘉線の喜如嘉7班仲原氏住家下の擁壁が台風10号の災害で決壊して、通行に危険であります。もう既に調査されて私が申すまでもないとは思いますが、安心して通行出来るように復旧する考えはないかどうか。

○ 村長（新城繁正君） その件について担当課より事情拝聴しておりますし、その現場も確認しております。過去の経緯もあったということですが、直接家数等に被害が及ぶとなる

と大変でございますから、これは一般財源ということになろうかと思っておりますのでなるべく早くそこは危険のないように措置したいと考えております。

○ 12番（前田貞四郎君）そこは村道拡張の時に防風林があつて通行に安全な所であつたんですが、村道拡張の時に削り取られて木は1本もないわけです。復旧工事をする場合に防護さくまで造る考えはないか。

○ 建設課長（古我知 清君）そこが通行の危険度の高い通路になっているというのであれば当然その対策はしなければいけないということですので、そういう事例もありましたらそれも加味して改善していきたいと考えています。

○ 12番（前田貞四郎君）危険防止のさくも造る考えはないかどうか。

○ 建設課長（古我知 清君）ですから人災もあつたようですので、そこ等を加味してやりたいということです。

○ 4番（知念亀次郎君）前期計画の進ちょく状況についてお伺いたします。

○ 総務課長（崎山勝正君）計画としては沢山上げましたが、その中には過疎事業として採択出来るもの出来ないものが県との調整の中で出ております。そういうことで採択されたもので今まで執行したものを説明いたします。

村道整備を6本計画したわけですが、これは殆んど執行しております。農道整備は5本計画で1本は出来ています。連絡道は2本計画して2本とも出来ています。教育文化施設の整備は2本とも終わっています。社会教育施設整備3か所計画ですがまだ出来ておりません。生活環境福祉施設の整備で保育所建設が出来ております。それから水道施設が一部出来ておまして一部建設中でございます。以上ですが出来なかつたものにつきましては村の財政的な対応の分と過疎債の枠配分がございまして、計画した分全部が過疎債の枠に入れなかつたということです。

○ 4番（知念亀次郎君）特に遅れている産業基盤の整備で農道整備と農業近代化の施設整備がまだ実施されてないということは、何か農業に対する関心が薄いのではないかと感じられるんですが村当局としてはどう感じておられますか。

○ 村長（新城繁正君）無関心で遅らせているということではありませんで、それにつきましては後期に向けましてなるべく100%達成していきたいと考えております。

○ 4番（知念亀次郎君）次に後期の事業計画についてお聞きしたいと思つています。

○ 総務課長（崎山勝正君）先月の13日頃今帰仁におきまして県から後期の過疎計画についての説明会がありまして、その中で後期の計画につきましては、1、村の財政力と見合う計画をすること、2、県の2次振計に基づいた計画をすること、3、基本構想に基づく計画をすること。そういうような3本柱で計画をするようにと説明を受けています。それで前期

で出来なかった事業につきましては引き続き後期に向けても計画をしていきたいと思っています。

村の計画は今から調整するわけでした各課においての計画は持っています。これはこれから調整しまして今月の16日に県のヒアリングがありますが、それに向けまして準備を進めているところであります。

○ 4番（知念亀次郎君） 計画は立派なんです予算が伴わないものだから住民から不満が大きいわけです。それで事業の張り付けや実施時期の明示等、具体的な実行出来るという確約を取りたいと思うんですけど当局としてはどのようにお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 我々が計画いたしましても全部通るわけではありません。これは5か年の計画ですので国の財政事情或いは過疎債の配分がありまして必ずしもうまくいかないというシステムになっておりまして、多少の変動もあります。今その確約をするということは私の立場としては出来ません。

○ 4番（知念亀次郎君） 取水に対する覚書の中で今後の課題として国民年金保養センターの建設、水上スポーツセンターの建設、そして森林公園指定林業経営施設、陶器産業の振興に特別の配慮をするということがありますが、こういう事業も過疎計画で出来るものと私は思いますが、村当局としてはそのような事業を後期の計画にのせるお考えはありますか。

○ 村長（新城繁正君） その覚書にありますのはあくまでも確認事項ということでございまして、過疎地域に限って適用されるものであれば適用を受けてやりたいと思います。

○ 10番（崎山喜弘君） 災害は忘れた頃にやってくるとよく言われますが本村においても1959年10月16日のシャロット台風により山崩れで村民の尊い生命財産が失なわれていますが、去る8月18日の台風10号による集中豪雨により河川のはん濫がありますが、特に饒波川におきましては以前にも質問したか所でもあるし、そのようなことが改善されなくてそのような事態を起したのではないかと考えられます。しかし今回の補正によりまして川床の清掃予算が計上されたことはいいことだと思いますが、早目に執行してもらいたいと思います。そういうことから村内に危険な場所が何か所あるか。又、そういう所があれば危険地域の指定或いは標示等をする必要はないか。

そして当局として防災対策は十分であるのかどうか3点についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） ご指摘のように村内には地形的に危険な場所は沢山あります。かつての教訓も十分承知しております。

又、近年におきましても台風や大雨の度に農道林道或いは集落排水等の被害があると、これはいろいろ原因もありましようが河川管理の問題や農道維持の問題とか、これは帰するところは予算との関係があるわけですが、そういうことに責任を転嫁することは出来ま

せんで我々としては最大限農林道につきましては誠意を尽しまして村民の利用を願っていると考えているわけですが、しかし、限られた予算で整備するわけですから手がとどかない所も沢山あります。従いまして今すぐ全面解決ということにはまいりませんが、常に我々としては管理部門に対しましては危険地域をチェックしておりますしそれを掌握したものが防災会議の資料の中に入っておりますが、それを検討願っている段階でございます。ご指摘の点につきましては村民の生命財産を守るという基本理念に徹してやっていきたいと思っております。

○ 10番（崎山喜弘君） 地域住民と村がタイアップしてこの地域住民がどの程度の雨が降れば土砂崩れがあるという程度の予則は出来ると思っております。地域住民にそのような所を徹底させるためにも防災会議の計画が出来ましたら、早目に地域住民に指導するお考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） この計画が決定されればそのようにしたいと思っております。

○ 10番（崎山喜弘君） 議会としても地域のそういう資料が必要だと思っておりますので、是非担当課による資料の提出をお願いしたいと思っておりますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 防災計画が確定されましたら村民、勿論議会もそうですが皆さんに努めて、村民となりますと膨大な資料になりますので予算面でどうかと思っておりますが、なるべく広く皆さんにお知らせしたいと思っております。

○ 6番（平良俊政君） 喜如嘉土地改良区内にある河川の管理は何処にありますか。

○ 経済課長（平良 晋君） 喜如嘉土地改良区の問題につきまして以前から平良議員さんから質問を受けているわけですが、その後土地改良区の解散が57年度に行なわれておりまして、解散後における財産の問題等につきまして県の耕地課、地方課と協議してやってきたわけですが結局、解散した場合には土地改良法に基づく村へ移管した方が望ましいということもありまして、現在その方向で作業を進めている段階でございます。それで現段階での管理につきましては、確かに土地改良区の財産ではあるわけですが土地改良区としての法人格は消滅しているという段階ですので、早目に管理の問題等もありそういう問題も起りますので、出来ましたら今年度中でこの問題につきまして解決していきたいと考えています。

○ 6番（平良俊政君） 管理が村に移らないと道路の決壊等いろいろありますが、村ではやらないつもりですか。

○ 経済課長（平良 晋君） そういう管理の問題等がありますので移管の問題をはっきりしまして、土地改良法における財産の譲与を早目にして村が管理していくという形にもっていききたいと考えています。

○ 6番（平良俊政君） 去った台風10号で浴川橋の上がはん濫しているのをご存知ですか。

○ 経済課長（平良 晋君） 知っております。

○ 6番（平良俊政君） 村が管理やらないとこの前みたいにはん濫が起きた場合に責任は何処にあるかということと考えた場合に、土地改良区にそういうものまであるのかどうか。村はそれに対してどう処置するのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 我々が管理してない財産について公的な金を使うというのも問題がありましようし、いずれにいたしましても放っておけない問題である。従いまして早目に条件を整備いたしまして、まだ土地改良区は他にもございまして、全部村でやりなさいということでは出来ませんので管理部門を区別しまして、村として管理すべきという結論に立てば手続きを済ませてやる。その場合には村管理ということになりますので先程の対策につきましても十分検討しなければいけないと、敢ず、合流する時点の構造にも問題はあろうかと思えます。そういう危険性を伴っている所でございましてから管理移管後にどうするかという話し合いをしているところでございまして、多少カサ上げはしなければいかんだろうという話し合いは出来ているわけですが、まだ結論には至っておりません。なるべくすっきりさせましてその対応策を村として考えていきたいと思っております。

○ 6番（平良俊政君） 8班の排水はモデル事業でやったと思いますが、その排水が土地改良区との落差がなくて逆に下っている状態で年中そこは水がよどんでいるわけです。

そういうことがあって今回の浸水があったわけですが、そこでこの排水溝を造り替えることは考えられませんか。

○ 副議長（松島重克君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時51分）

再 開（午後2時08分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

○ 経済課長（平良 晋君） 現場を調査してその原因等をチェックして対応したいと思います。

○ 2番（金城隆好君） 宮城部落にバス待合所がないために住民は雨の日や風の日には大変困っております。又、村営住宅も建ち住民も増えているわけです。いろいろな面から考えて早急にバス待合所の設置をしていただきたいと思います。村長の考えをお伺いしたい。

○ 村長（新城繁正君） この件につきましては部落の方からも要請があります。又、私共といたしましてもこの地域のバス待合所は是非必要だという認識に立っております。

その設置についてはバス協会との関係もありまして実は要請にも上っております。水の見返りとの関連でもその待合所については数か所折り込んでありまして、国道との調整もございまして計画したものは早く住民のサービスに寄与したいという考え方を持っています。基金問題は企画の方でやっております職員が体を害しまして休養しているという事情もござ

います。復帰いたしましたらそういうことについては具体的にモデル的なものを取り寄せまして、要請に応じていきたいと考えているところでございます。

○ 2番（金城隆好君） 時期についてある程度具体的にお伺いしたいんですけど。

○ 村長（新城繁正君） 計画年次が明確でありませんので確答出来ませんが、それが計画されておりますればそれは計画どおりに早目に国道との調整をやりまして実施していきたいと考えております。

○ 11番（山川正行君） 開かれた明るい住み良い村づくりは等しく村民の願うところでありまして、村政について村民はその内容を十分に知った上で理解し、そして村民と当局の間に信頼関係が生れてくると私は思っています。

従って難かしい面もあろうかと存じますが、情報の公開は今や社会のすう勢でありますし、機構の改革もお考えになっておられるようですし、村民と共に開かれた村政を推進していくという上からもこの条例の制定をご検討なさってはどうかと思うわけですがいかがでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） こういう進みゆく時代に即応した事項をご指摘いただいて私共非常に刺激を受けているところでございます。たまたま私共部内におきましても話し合いを持ちまして、現行の状態を話しているわけです。

私共として基本的に考えておりますのは、総て公開条例の範囲の中に入るかどうかは別といたしましても、適切に処理して適切な情報を村民に流していくと、そして村民の判断にまかせて村政への参加ということを考えていかなければならんというのが基本的な考え方で、先程ご指摘の機構の問題につきましても広報活動というものについては力点を置こうという姿勢を持っております。たまたまそういう質問が出て資料を調べていたんですが、町村会の資料の中に情報公開に関する研究というのがございまして、方向としてはこういう仕組みを考えていかなければいけないと、ところが現行の地方自治体と国との関係が沢山あります。そういうものを整理して基盤を作って公開条例を考えていくべきだというふうな内容ですので、本村の文書管理や、公務員法に基づく職員の義務等を十分整合性を持たせながら条件整備をして、その情報公開条例については具体的に取り組んでいきたいと思っております。

○ 11番（山川正行君） 村民は議員や職員を通して聞くよりも自分で聞いて納得した方がより効果的で、又、間接的に聞くことによって誤解を生じさせる面も沢山あるわけですね。そして我々だって公開出来ない面も現在あるわけです。そういうことから村民の知る権利を保障していただきたい。そのためには早い時期に検討に入ってもらいたいと思っておりますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 各地域における資料を幅広く集めまして、県内で制定された自治

体もあると聞いておりますのでそういう実情も検討して、基本的に情報を公にするということとは前向きに検討をして誤りのない制度を確立するような観点に立って検討していきたいと思っています。

○ 11番（山川正行君） 個人の秘密を守るということは十分考えなければならないし、そういうことが多々出て来る場合もありますし十分に検討すべき点だと思いますが、遅くとも来年度中では策定しなければならないのではないかと思いますのですがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 内部でも山川議員からこういうご質問をいただきまして話し合いをしている段階ですが、来年度中ということで確約するということでは問題が残ると思います。これはもう少し自分でやれる文書管理とかいろんなそういうことをやっていくという手続きをとらなければいけませんので、そうではありますそうかといってただ検討しましょうという生半可な答弁ではありませんので、これは真剣に取り組んでいきたいと考えておりますので議員さんがご要望の趣旨に添うような態制で十分検討してまいりたいと思っています。

○ 4番（知念亀次郎君） この中には住民が自主的な活動によって解決出来るものと、国や県或いは村で実施しなければいけない項目が沢山あるわけですね。事業計画の中から優先順位を明確にして、採択基準に合った事業計画であれば国や県に対して積極的に交渉しなければならぬと思います。当局はこの計画に盛り込まれた事業を推進するお考えがあるのかどうかお伺いします。

○ 経済課長（平良 晋君） 村づくり方策につきましては地域農政総合整備事業におきまして、57年から58年にかけて各集落におきまして策定をするようにと推進をしたところでございます。今年度にそれを村といたしまして各集落における方策の検討をしていきたいと、そしてそれを製本していきたいと作業を進めているところでございます。それで村づくり方策につきましては集落における農業振興のための総合的な計画を集落においても立てて、その中から農業構造の改善はどうしていくかという問題を提起していく基本的な問題を集落における村づくりの方策の策定のための推進活動をやってきたわけです。

そういうことでその事業を進めるには各集落で出した問題をより一層各集落で話を煮詰めてもらいまして、補助事業に適用するものにつきましてはそういう態制を集落でつくった上で行政に要望していくというような推進態制をつくってもらいたいと、そして村におきましてはこれから予想されます事業等の採択基準等にも非常に響いてきます。これからの事業等におきまして村づくり方策に策定されました各地の事業等を参考にしながら村としても検討していきたいと思っています。

○ 6番（平良俊政君） 喜如嘉山山の旧開墾地は水源かん養地ということで払い下げされ

ずに当時いろいろ文句もあったと聞いていますが、村営水道が出来るということで相当数の人が期待しているわけですが、村営水道が完成すればこの地域は津波並みに払い下げする考えを持っているかどうかお伺いします。

○ **村長（新城繁正君）** この間休憩中に話したように早目にこれを整備いたしまして、地域設定されていて払い下げ条件に合致している所につきましては努めて払い下げするところが規制を受けている所につきましては当面はそのまま残すと。今のご質問は水道が完工して規制を受けなくなった場合にどうするかということですが、払い下げ地域に設定されておれば払い下げするというのが基本的な姿勢でございます。新たにすることになれば考えなければいかんと思います。

ご指摘の山ですが、これは解除されたということでございます。もし、この地域が払い下げ地域として残されているのであれば津波のとおり今契約している人が優先してやるというのが条例上の本旨でございますからやらなければいけません。もし、これが解除になっておるといふことであれば検討を要することだろうと思います。

○ **11番（山川正行君）** 公有財産の登記等或いは手続きに漏れはないか。
あればどういう箇所かお尋ねします。

○ **村長（新城繁正君）** 公有財産の不明確な点があるということで実は前から話がありまして、特に学校関係の敷地が随分あるという話でございます。これは教育委員会と調整しまして早目に手続きをとらなければいかんと思います。その点については十分認めておりますのでその他にもあるのか再度検討してみなければいかんだろうと思います。

○ **11番（山川正行君）** 学校関係のものについては4～5年前にも指摘したわけですが、それが未だに方置されているということは問題です。早目に処理されるようにしていただきたいと思ひます。

次に、石山の鉱業権についてどうなっていますかお伺いします。

○ **経済課長（平良 晋君）** 49年から51年までと思いますが、福地ダム工事のために石の採掘が行なわれ、その当時大城組が鉱業権を持っていたようですが、52年7月1日に鉱業権の譲渡が大宜味村長にされているということで、鉱業権につきましては2年の期限でございまして、2か年更新で現在60年1月19日まで所有しているとなっています。

○ **11番（山川正行君）** こういうことを調べても我々が一切分からないわけですね。そういうことからしまして財産台帳が整備されていないのではないかと思います。この台帳はあるのかどうか。

○ **総務課長（崎山勝正君）** 確かにご指摘のとおりでございまして、一部にはあることはありますが全体のものはありません。確かにこれは由由しき問題ではないかと思ひます。早

目に整備をいたしまして村民の不安がないようにやっていきたいと思っています。これは次年度の当初予算で検討していきまして、次年度の早い時期にこの台帳が整備出来るように予算獲得に頑張っていきたいと思っています。

○ 副議長（松島重克君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時45分）

再 開（午後2時51分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

○ 11番（山川正行君） 沖縄タイムスの機構改革についての記事並びに職員採用の件について、会議規則第59条の規定によって緊急質問をしたいので、この際日程に追加し発言を許されたく動議を提出いたします。

○ 12番（前田貞四郎君） 只今の動議に賛成いたします。

○ 副議長（松島重克君） 只今、会議規則第59条に基づき山川正行君から緊急質問に同意の上日程に追加し発言を許されたいとの動議が提出されました。

本動議について所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。よって本動議を議題とします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、山川正行君の動議に同意の上日程に追加し、発言を許されたいとの動議は可決されました。

山川正行君の発言を許します。

○ 11番（山川正行君） 職員採用についてお伺いいたします。

昨日付けで1人の職員が採用されたようですが、この採用の方法についてお伺いいたします。

○ 村長（新城繁正君） 昨日付けで職員を採用いたしました。従来は試験採用で候補者登載制度を採っていますが、現在のところ候補者登載名簿、しかもこの職員は漁港関係との関係がございまして経済課に配置すると、経済課の場合には途中で1人辞めまして、そしてその間経済課の職員は1人欠員のまま漁港関係の職員は賃金で対応して来たところ、ところが現在の職員で対応しようとするとう無理があるというようなこと等もございまして、欠員を補充しようということ、いずれにしても選考ということになるわけですが現在賃金傭人を選考採用してその業務をさせようということ、選考したという経過です。

○ 11番（山川正行君） 職員の採用につきましては村民が非常に関心を持っているところでございます。現在、大学や高校を卒業して就職先がなくてごろごろしている方々が沢山いるわけです。私も聞かれたんですが従来の方法と違って何故このようなやり方をやるのかと。従来は試験による採用ですね。これは進歩したと大変村民からも喜ばれておりましたし、問題なのは緊急性があったのかという点とこういう採用があるということが区長などを通じて村民に広く知らされていたのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 欠員のまま賃金傭人をしてその欠員の穴埋めをするためにまた賃金傭人をするという形では予算の適正な運用ということでも問題であろうと、同時に土木関係の資格を直接取っているということではございませんが、建築関係については資格者でございます。そういう意味で多少関連があると。漁港問題で村でやるか県でやるかいろいろもみました結果事業主体は村がいいと、そうするとある程度知識を持った人がいいのではないかとということで一応賃金職員としてその業務に携わってもらったと、ところが賃金職員であれば身分は保障出来ないわけですので県とかのヒヤリング等の場合はどうしても本務職員を付けて、そういう調整関係の場合には責任を持ってさせるのには問題があるということで、経済課の要望に沿って緊急を認めましてそれをやりました。

それで広く村民に知らせたかというご質問ですがこれはしておりません。賃金職員をそこでやっておるものですから、しかも用務が同じ漁港であるということで経済課の業務を軽減しようという考え方のもとに今回の場合あえて一般の皆さん方にこういうふうな採用をしたということは公募はしておりません。

○ 11番（山川正行君） これは従来のあり方からして随分後退したやり方だと私は考えますね。と申しますのは、先程村長がおっしゃった緊急度の問題は、これがはたして緊急であるのか疑問なんです。例えば同じような資格を持った青年は村内には知っている限り2～3名います。そういうことも含めて今度の採用のあり方についてある程度疑問を感じるわけです。ですからおっしゃるような緊急度に対して私は疑問を持つ者です。はたしてこれが正しかったかどうか。緊急度があったにしても去日区長会があったはず。区長会の中でそういうことがあったということで報告申し上げましたか。

○ 村長（新城繁正君） 私からは報告してございません。

○ 11番（山川正行君） そういうことは事後であってもやはりやらんといかんでしょう。今まで広く区長あたりを通じて公募しているわけですからね。そして試験採用しているわけですからね。ましてや今度の緊急性についてはみんなが疑問を持つはず。果して緊急性があったのかどうかということについてはですね。去日区長会があったわけですからこういうことで発令しましたということは報告すべきではなかったですかね。

○ 村長（新城繁正君） そのことについて意の配り方が足りなかったということは率直に認めます。今後こういうことがないように勿論努力しますが、去日の件につきましてはご指摘のとおりそのような経過を説明すべきであったと今考えていますけど、そういう配慮が足りなかったということで率直にこれはお詫び申し上げます。

○ 11番（山川正行君） 次の機会でもよろしいですからそういうことをおっしゃって下さい。今後そういうような採用のあり方は絶対にあってはいかんと思いますけどどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 原則として勿論試験採用という方法を採用しています。従いまして予想される職員の補充というものを十分検討してやっていかなければいかんと思いますが、ただ職員採用の方針は今までは一般職という形で採用しているものですからね。そこら辺に改善していく必要もあるだろうと思いますので、これから職員定数の問題もありますので今からそう多くの職員が毎年毎年変わるという客観状況にはございませんので、試験採用というものはくずしたくはないんです。緊急性が出てきた場合にご指摘のような直ぐやりましたというような格好のものは今後十分気をつけて関係者とも話し合いながら進めていかなければいかんということは反省しているところでございます。

○ 11番（山川正行君） 行政診断の結果や幼稚園統合の事務が進みつつありますが、その点もお考えになっての採用ですか。

○ 村長（新城繁正君） それは十分考えております。今の職員は漁港としての直接の担当者でございますので普通の職員を充てるとなるとなかなか対応出来ません。そういうことで今回は直ぐ続けていかなければいけませんでしたのでそういう結果になっているわけです。そういうことで今後の採用関係につきましてはこういう情勢も判断して確保しておかないと、登載者になって2年も3年も採用されなかったということで逆におこられるという場面もこれまでありましたので、こういうことも十分踏まえてやりたいと思います。

○ 11番（山川正行君） 私が申し上げているのはですね、行政診断によって職員がだぶって来たと、それに幼稚園の統合によって2人の職員が浮いて来ると、それを踏えての採用かということなんです。

○ 村長（新城繁正君） そのとおりでございます。

○ 11番（山川正行君） 次に沖縄タイムスの今日の朝刊の記事についてお伺いします。

村役場の機構改革、税務課の廃止、企画住民課設置、これは問題なく処理される見通しという内容で掲載されているわけです。この対応は誰がしたのかお聞きしたいんです。

○ 総務課長（崎山勝正君） これは記者が今議会に関する議案はどういうものがあるかということで資料があればくれということで、日程表にあったものを私は資料として差し上げたわけです。

- 11番（山川正行君） ただ資料を提供しただけですか。
- 総務課長（崎山勝正君） その時はそういうことです。
- 11番（山川正行君） この記事は問題なく承認される見通しというふうに書かれているわけです。議会もまだ終わっていないのにそういう記事が書かれたということは問題だと思います。もし、この議案が通らなかった場合に訂正の申し入れをするかどうか。
- 総務課長（崎山勝正君） 私共も今朝この記事を見てまだ議会も終わっていないのにと戸惑いはしたわけです。もし、訂正が必要と思うのであれば村長と協議をしまして村長の指示の下に訂正申し入れをしたいと思っています。
- 11番（山川正行君） 村長にお伺いしますが、まだ議会が終らないからこの議案が通るか通らないか分からんわけですが、通らなかった場合に当然この記事はうその記事になるわけですね。従って訂正の申し入れはすべきと思いますがどうですか。
- 村長（新城繁正君） そのような表現が大宜味村議会の権限を侵害したのかということろまで考えなければいかんと思いますが、報道の自由表現の自由ということろまで考えていかなければいかんと思います。従いまして私も総務課長から聞きまして目を通したんですが、議会も終らん内にそういうことがあるなあとお話をしたんです。確実に通るという表現になっているんでこれは新聞社としても少し行き過ぎの面があるのではないかと感じは受けています。申し入れをするということにつきましては今の立場では考えておりません。
- 11番（山川正行君） 確かに報道の自由というのは当然あるわけなんですけど、間違った報道をされてこれの訂正の申し入れをしないというのはおかしいのではないですか。
- 村長（新城繁正君） 今日の記事は確定して新聞社が決めたものではないんですよ。ですから報道そのものは間違いではないと私は見ているんです。ですから仮に議会がこの議案にノーであっても別にその記事は我々が申し入れするものではないと私は考えております。ただ、問題は資料をもらって記事にする場合は議会の審議状況を見て慎重を期すべきだという話はやる必要は当然だと思うわけですけどね。記事の訂正という新聞社に対して長の権限が及ぶのかどうか。私としては訂正を申し入れるという考え方は持っておりません。
- 11番（山川正行君） 向こうがそれを訂正するかどうかは別の問題なんです。申し入れするかどうかは長の姿勢なんですよ。
- それでも申し入れやらないつもりですか。
- 村長（新城繁正君） 今日の新聞は別に決めているわけではないんですよ。見通しと書いているわけですから別に報道そのものは間違っていないと思います。ただ、時期的に少し早かったかなあというだけの話です。その辺については慎重に対処しなければいかんだろうと考えているわけです。

○ 11番（山川正行君） 問題なくという言葉が使われていることについてはどう解釈しますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かに問題なくと書かれています、資料提供した後に電話がありました。その議案についてどうなりましたかとありましたので審議中ですと返事をしたわけですが、この議案は通りますかと聞かれたわけです。私は提案した側として通るでしょうと、と申しますのは通らない議案は出しませんので、提案する側としてはあくまでも問題なく承認されるだろうという自信を持って出すわけですから、これは別に問題ないでしょうと答えています。

○ 11番（山川正行君） もし、通らなかった場合に訂正の申し入れをすべきだと思いますがどうですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） これはあくまでも見通しだというふうになっておりますし、記事が間違っているという解釈が成り立つか疑問はあると思います。

○ 11番（山川正行君） じゃあ、見通しが狂ったということは間違いということではないですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 解釈はいろいろあると思いますが、承認されるであろうということを言っているわけですし、この記事を見て私も早まったことではないかと、結果が出ない内に見通しということではあるんですが時期が早かったのではないかとというふうに思いはしたんですが、この記事が間違っているということについては私も判断としては間違っているとも言えないのではないかと考えています。

○ 11番（山川正行君） 度々新聞記事の問題で問題にならないだけで出て来るんです。沖縄道路の場合も議会名で広告が出ていましたね。そういうことはやはり慎重にやらなければいけないと思いますよ。こういうことが書かれると村民は当然こういうことになるという解釈をするわけです。住民課も出来てこうなるという判断をされるわけです。それでも訂正の申し入れしないんですか。

○ 村長（新城繁正君） 山川議員さんが指摘するように村民は勿論購読者の方はそのようになるんだろうと当然記事をそのまま受け取りますよね。記事そのものは記者の書き方によって我々も迷惑の場合もあるわけです。我々としてはまだ会期中でございますので議会の判断に委ねるわけですが、その結果は結果として正直に説明しなければいかんと思います。受け取る側が村長が提案して議会が認めなかったという形で種をまいていく形になっては困りますので、結果が出た場合にはそのようにお伝えする必要があるだろうと考えています。

○ 11番（山川正行君） これは何処に伝えるんですか。

○ 村長（新城繁正君） これは新聞社から聞かれた場合は新聞社にもやりましょうし、村

民から特別に聞かれないのにこちらからやりますとかえって問題が起ると思いますのでそんな報道があったがどうなったかと聞かれた場合は、そういう結果になりましたとお伝えする意味です。

○ 11番（山川正行君） もし、これが通らないという結果が出た場合には申し入れをやりますか。

○ 村長（新城繁正君） 私からやる必要はないと思っています。

○ 副議長（松島重克君） 以上をもちまして一般質問並びに緊急質問を終結いたします。休憩いたします。

休 憩（午後3時32分）

再 開（午後4時59分）

○ 副議長（松島重克君） 再開いたします。

おはかりいたします。

以上をもって昭和59年第7回大宜味村議会定例会を閉会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よってこれをもって本定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後5時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

大宜味村議会副議長 松 島 重 克

署名議員（3番） 宮 城 功 光

署名議員（4番） 知 念 亀次郎